

2017 (H29) 年 11月 6日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

# ひよりやま No.6

## 弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



皆さん、こんにちは。当事務所のマスコットキャラクター〈あらいぐまのARAKKUMA〉です。今回は、私が前田弁護士を紹介申し上げます。

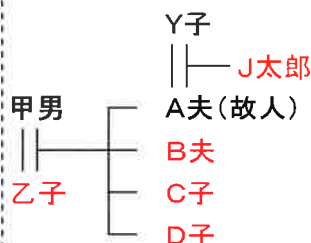
前田は昭和 55 年、下関市に生まれ、現在 37 歳です。山口県立下関西高等学校を経て九州大学法学部に進み、卒業後はさらに関西学院大学大学院で学びました。

平成 18 年に 26 歳で司法試験合格、平成 19 年に司法修習を終えて東京の「しいの木法律事務所」に勤務しました。その後下関市に戻り当事務所を開設、平成 28 年度には山口県弁護士会の副会長を務め、大変勉強させていただきました。

前田のモットーは「**最善の対応を尽くす**」ことであり、代理人としてできる限り「**当事者の気持ちに寄り添う**」ことを大切にしています。趣味は映画、読書など。結婚 3 年目で、かわいい奥さんは前田のことを「とても優しい」と評しています。「弁護士事務所ってなんだかこわそう……」と思っていられちゃう方、是非、アットホームな雰囲気当事務所にお気軽においで下さい。

【by アラックマ】

### 法律相談「遺言」



一般には「ゆいごん」と読みますが、私どもは「いごん」と言います。遺言には「**自筆証書遺言**」「**秘密証書遺言**」「**公正証書遺言**」の 3 種類がありますし、実際には遺留分、寄与分等々細かい条件も色々出てきますが、この紙面ですべてを扱えませんので、今回はわかりやすくするためにシンプルな例で基本を説明します。

系図をご覧ください。甲男さんが**預貯金 3,000 万円**と**土地・家屋 (2,600 万円相当)**を残して 100 歳で大往生されました。遺言の有無で比較しましょう。



遺言がない場合	遺言がある場合
<p>○ 法定相続人のみが法定の割合で相続する。 配偶者 (妻) の乙子さんが 1 / 2 (2,800 万円相当)、子ども 4 人が残り 1 / 2 を分割して一人あたり 1 / 8 (700 万円相当) を相続する。ただし、A 夫さんは故人なので J 太郎さんが代襲相続する。</p>	<p>○ どの財産をだれに相続させるか等指定できる。 例えば、それぞれの経済状態を考慮して、乙子さんに土地・家屋と 600 万円、B 夫さん・C 子さん・D 子さん・J 太郎さんに各 500 万円、それに加えて<b>法定相続人ではない Y 子さんに 400 万円</b>を遺贈することもできる。</p>
<p>○ 預貯金の引き下ろし、土地・家屋の所有権移転登記に際して、<b>すべての相続人 (5 人) が共同して「遺産分割協議書」等を作成し、金融機関、登記所などに提出しなければならない。</b> → 預貯金口座が複数あったり、相続人が遠くにいたりするととても手間がかかります。</p>	<p>○ 乙子さんは<b>単独で所有権移転登記</b>できる。 (左の場合は、そもそも土地・家屋をどう分配するか決めるのが大変です。)</p> <p>○ <b>遺言執行者を指定すれば、預貯金の解約などは遺言執行者の押印だけで認められることが多い。</b></p>

「**諍いのもとよりも、あなたのお気持ち**」をきちんと遺すことをおすすめします。

～ 11/17 (金)、11/20 (月) はお休みさせていただきますのでご了承ください ～